

一、リサイクルトナーカートリッジをプリンターに装着した際にプリンターのディスプレイに「シテイノトナー」である旨を表示する行為が不正競争防止法上の誤認惹起行為に当たるとした事例

二、リサイクルトナーカートリッジについてリサイクル品であることが明示されていても、元の製造者の登録商標に係る出所表示機能は打ち消されていないため、当該商標権の侵害に係る違法性は阻却されないとした事例

—ニックリサイクルトナーカートリッジ事件—

大阪地判平成29年1月31日 平成26年(ワ)第12570号 (判時2351号56頁)

東海大学 情報理工学部 兼任講師・弁理士 中川 淨宗

◆事案の概要

原告X1は、プリンターおよび複合機に装着される消耗品としてのトナーカートリッジの製造・販売事業などを営む株式会社である。X1は、その製造に係るプリンター（以下、Xプリンター）に装着するためのトナーカートリッジ（以下、X純正品）を製造・販売している。X純正品には、RFID（近距離の無線通信によって情報をやり取りするための情報を埋め込んだタグのこと）が搭載されており、当該RFIDに所定のデータを書き込んで保存するようになっている。

原告X2は、X1の完全親会社であり、商標登録第5521911号に係る商標（以下、X商標）について商標権（以下、X商標権）を有している。X純正品の底面には、X商標が本体に一体的に成型されている。

被告Yは、産業廃棄物の収集運搬事業などを営む株式会社であり、平成21年4月から、いわゆるリサイクルトナーカートリッジ（以下、リサイクル品）であるY商品を製造・販売している。Y商品は、使用済みのX純正品のカートリッジにYが用意したトナーを充填し、上記RFIDをリセットしたものであり、その底面にはX純正品と同じ態様で、X商標が付されている（以下のY商品の写真を参照）。



（上：Y商品底面写真 下：X商標部分の拡大写真）

Y商品のうち、平成26年3月から同年6月に販売されていたY商品2には、商品本体にYの管理用ロットナンバーなどの記載されたラベルなどが貼付されている。また、Y商品2が梱包された箱には、「Recycle Toner Cartridge」と記載され、リサイクル品であることを想起させるマークが描かれており、X純正品の製品番号が大きく記載された下に、Yの管理用ロットナンバーなどが記載されたラベルが貼付されている。そして、当該箱の中には、「弊社リサイクルトナーカートリッジをご使用いただき」といった記載のある「ご使用前の注意」と題する書面や「リサイクルカートリッジトラブル調査票」が入れられている。

一方、Y商品2以外のY商品については、それが包装された箱に、X純正品の製品番号が大きく記載された下に、Yの管理用ロットナンバーなどが記載されたラベルと、「本製品は純正メーカーが再生したものではありません」との記載、およびYの社名が記載されたラベルが貼付されている。また、同梱の注意書きにも「ニックリサイクルトナーカートリッジ」と記載されており、Y商品の本体には上記包装箱に貼付されたものと同じラベルが貼付されている。

また、XプリンターにX純正品を装着すると、上記RFIDのデータに基づき、起動時の約5秒間、Xプリンターのディスプレイに「シテイノトナーガソウチャクサレテイマス」との表示（以下、本件指定表示）がなされる。

これに対して、Y商品も、使用済みのX純正品のカートリッジを利用してリサイクル品として製造されるにあたり、上記RFIDがリセットされているため、これをXプリンターに装着すると、そのディスプレイには、X純正品を装着したときと同様に、本件指定表示が表示される。

なお、Y商品以外のリサイクル品は、前記RFIDがリセットされていないため、これをXプリンターに装着すると、そのディスプレイに、「シテイガイノトナーガソウチャクサレテイマス」との表示がなされる。

本件は、Yに対して、X1が、Y商品の製造・販売について、不正競争防止法2条1項14号所定の誤認惹起行為に該当することを理由として差止請求および損害賠償請求等を行うとともに、X2が、Y商品2の製造・販売について、X商標権に基づく差止請求および損害賠償請求を行った事案である。以下では、本件の争点のうち、不正競争防止法およびX商標権に基づく差止請求に関する部分を取り上げる。

◆判旨—請求一部認容—

1. 争点1：誤認惹起行為の該当性について

「まず『シテイノトナー』が、不正競争防止法2条1項14号にいう『品質、内容』を表示するものといえるかについて検討すると、一般に『シテイ』（指定）とは、『①それとさし定めること。②行政官庁が、法令の定める所により、調査の上、ある資格を与えること。』（広辞苑第六版）、『これこれだと（さし）定めること。』（岩波国語辞典第7版新版）、『①いくつかの物の中からこれと決め定めること。②『だんてい（断定）』に同じ。』（大辞林第三版）などの意味を持つとされている……。そして、通常、プリンターにおいては、プリンターメーカーが当該プリンターに用いるものとして製造販売する純正品と、それ以外の非純正品があり、プリンターメーカーは、非純正品がその品質、内容において純正品と異なるものがあり、非純正品を使用した場合、それにより当該プリンターの使用に支障が生じる場合があることを、その需要者に注意喚起しているから……。トナーカートリッジの需要者は、プリンターメーカーの製造販売に係る純正品と、それ以外の非純正品で、その品質、内容の違いがあることを当然に認識しているものといえる。

そうすると、需要者は、Xプリンターのディスプレイに現れる『シテイノトナー』とは、『シテイ』の一般的な意味から、ディスプレイに表示する主体であるプリンターメーカーのX1が、Xプリンター向けに『シテイ』（指定）したものと理解し、そして『シテイノトナー』とは、Xプリンターに用いられるべきものと定めたトナーカートリッジであると理解するものと考えられる。そして、上記のと

おり、プリンターメーカーが純正品と非純正品がその品質により異なるものであると取り扱っている実態からすれば、需要者は、Xプリンターに用いられるべきものとは、プリンターメーカーのX1がXプリンターに相応しい一定の品質、内容を有するものとして定めたトナーカートリッジであると理解するものと認められる。

したがって、本件指定表示は、不正競争防止法2条1項14号にいう『品質、内容』の表示であるといえることができる」

「Y商品が、X1が指定した商品ではない以上、これを『シテイノトナー』として表示することは、これを見た者をして、X1によって指定された商品と誤解させるものであって、『誤認させるような表示』であるといえることができる。

なお、『シテイノトナー』というだけでは、プリンターメーカーが当該プリンターについて定めた品質、内容の具体的な条件が特定されているわけではないから、指定の有無だけでは、X純正品とY商品の品質、内容が客観的に異なることが明らかにされたわけではないといえることができる。しかし、上記……で説示したとおり、プリンターメーカー自らによって『指定』がされているという外形的事実が需要者の品質の認識に結びついているのであるから、仮にY商品がX1から指定を受けていないだけであって、客観的な品質、内容では、X純正品と何ら変わりがないとしても、Yに指定する権限がない以上、Yによりなされた本件指定表示は、なお品質、内容につき『誤認させるような』表示であるといって差し支えないといえるべきである」

「さらに……（引用者注：本件指定表示）は、Y商品の外観に付されたものではないから、Y商品に接した何人でも認識できるような形で表示されているものではないといえる。

しかし、Y商品は、所定のプリンターであるXプリンターに装着されることが予定された商品であり、Xプリンターに装着された場合に、ディスプレイに現れる本件指定表示が需要者によって認識されることが確実に見込まれているものであるから、Y商品のデータによってXプリンターのディスプレイに表示が現れる以上、これをもって不正競争防止法2条1項14号にいう『商品』に『誤認させるような表示をし』ているといって差し支えないものと解すべきである（需要者は、肉眼では直接認識できないY商品に付された本件指定表示を、Xプリンターを道具として認識していると説明できるから、このような表示の在り方も、不

正競争防止法2条1項14号の趣旨に照らし、同号にいう『商品』に『誤認させるような表示をし』ていることになるといふべきである。』

「以上によれば、Y商品をXプリンターに装着した場合に、Xプリンターのディスプレイに現れる本件指定表示は、不正競争防止法2条1項14号の要件を満たす表示といふことができる。この表示は、Yが、使用済みX純正品のカートリッジを用いてリサイクル品を製造する際、RFIDをリセットすることによって出現させられているものであるから、その表示をした主体はYであるといふことができ、したがって、YによるY商品の製造販売行為は、同号該当の不正競争を構成するものといふことができる」

2. 争点2：X商標権の侵害の成否について

「Y商品2には、トナーカートリッジの底面にX商標が付されており、その表示態様は、Y商品2において、商品の出所を識別表示させるものといえる。そしてY商品2は、X商標の指定商品であるトナーカートリッジであるから、Y商品2を製造販売する行為は、X商標権の侵害行為を構成するといえる」

「確かに、……Y商品2の本体及び梱包した箱には、Y商品2がリサイクル品であることが明示されていることが認められる。また、箱の中に入れられている、『ご使用前の注意』と題する書面、『リサイクルカートリッジトラブル調査票』によっても、Y商品2がリサイクル品であることは明らかにされていることも認められる。

しかしながら、Y商品2の本体には、製造元等の記載は全く存在しないから、本体に付された上記のような表示ラベルだけでは、Y商品2の本体に付されたX商標の出所表示機能を打ち消す表示として十分なものとはいえない。

また、Y商品2を梱包した箱の記載、あるいは梱包の中に入れられている『ご使用前の注意』と題する書面等からすると、Y商品2がリサイクル品であることは需要者に認識されていることが認められないではないが、Y商品2を梱包する箱に、Y商品2がX2及びそのグループ会社と無関係に製造されたものであることが明確となる打ち消し表示は何らされておらず、リサイクル品であったとしても、純正品メーカーが製造することがあること……を考慮すれば、YがY商品2を製造販売する行為は、需要者にX商標が付されたY商品2がX2及びそのグループ会社を出所と

するものであるとの誤認混同を生じさせるおそれがあることは否めない。

したがって、X商標は、Y商品2における出所表示機能を果たしており、これが他の表示によって打ち消されているわけではないから、X商標の使用によるX商標権侵害についての違法性が阻却されているといふことはできない」

「したがって、Y商品2を製造販売するYの行為は、X商標権の侵害行為を構成するといふべきである」

◆評釈—結論賛成・理由一部賛成—

1. 本判決の位置づけ

まず、争点1に関し、従前の事例では、公的な認定を受けていない商品について、公的な認定を受けている旨を表示する行為などが誤認惹起行為に当たる旨を判示した最決昭和53年3月22日「清酒特級事件」^{*1}がある。

本判決は、公的な認定ではないものの、2以上の商品が組み合わさることでその本来的な機能を発揮する関係にある商品について、一方商品（本件のトナーカートリッジ）が他方商品（本件のプリンター）に適合しないにもかかわらず、それが適合する商品である旨の表示を行うことが誤認惹起行為に当たる旨を判示した点に意義がある。

次に、争点2に関し、従前の事例では、純正品であるインクを費消した印刷機用のインクボトルにインクを再充填して販売する行為が、当該純正品であるインクに係る商標権を侵害する旨を判示した東京高判平成16年8月31日「リソグラフ用インク事件」^{*2}がある。一方、商標権者の提供に係るファクシミリ装置に適合するインクリボンに、それが適合する旨の記述の一部に当該商標を用いることは商標権の侵害にならない旨を判示した東京高判平成17年1月13日「For Brother事件」^{*3}もある。

本判決は、リサイクル品にその旨を示しただけでは、当該トナーカートリッジに残存する登録商標の出所表示機能を打ち消すことができない旨を判示した点に意義があり、リサイクル品に残存する当該商品の元の製造・販売者に係る登録商標の取り扱いを検討するうえで参考になる。

2. 誤認惹起行為の該当性（争点1）について

本判決は、「シテイ」の文言の意義について判示したうえで、トナーカートリッジには純正品とその品質や内容において異なる非純正品があり、プリンターメーカーは非純

正品を用いると当該プリンターの使用に支障があることを需要者に注意喚起しているところ、需要者は、純正品と非純正品でその品質や内容において違いがあることを当然に認識しているため、本件指定表示をX1がXプリンターに適合する一定の品質や内容を有するものとして定めたトナーカートリッジであると理解することから、本件指定表示は商品の品質や内容を表示するものである旨を判示する。

ここで、不正競争防止法2条1項14号によって規制される表示は、あくまでも同号に列挙されている商品の品質や内容などに係る表示であって、商品などの備え得る全ての属性に係る表示が本号で規制されるものではないとされる^{*4}。そのため、本号による規制に遺漏が生じないように、本号が列挙する個々の属性を広く解釈して対応すべきであるとされる^{*5}。

もっとも、本号にいう品質とは商品の性質のこと、内容とは商品の実質や属性のことをいうとされるとともに、本号に列挙されている要素を区別する実益はないともされており、本件で問題になった品質ないし内容は、字義よりも広く解されている^{*6}。また、本件で問題になった品質ないし内容は、同号に列挙された商品などの属性を直接的に誤認させる表示でなくても、これを間接的に誤認させる表示であれば誤認惹起表示に該当すると解されている^{*7}。そのため、その商品などが公的な規格ないし基準に適合する旨の表示も、誤認惹起表示に該当すると考えられている^{*8}。

以上のことからすると、本件のように、2以上の商品が組み合わさることで、その本来的な機能を発揮する関係にある商品については、一方商品（トナーカートリッジ）が他方商品（プリンター）に適合するものであるか否か、そのこと自体が一方商品の品質ないし内容であると考えられる。つまり、本判決は、純正品とそれとは品質ないし内容の異なる非純正品があり、需要者もその違いを認識している旨を判示しているが、純正品と非純正品が実質的な性質において異なっているか否かは大きな問題ではないと思われる^{*9}。なぜならば、X1がXプリンターに適合するものとして指定していること自体がトナーカートリッジの品質ないし内容であると考えられるためである^{*10}。

次に、本判決は、X1が指定していないY商品が「シテイノトナー」である旨を表示することは、X1が指定した商品であると誤認させるものであるから、同号にいう「誤認させるような表示」に該当する旨を判示する。

ここで、「誤認させるような表示」とは、需要者が、当該商品などが実際に備えている属性ではなく、当該表示を通じて認識する商品などの属性を備えるものとして誤って認識することをいう^{*11}。よって、競争者の顧客に対して自らと取引をするように差し向けるような表示である必要もなければ、その表示に係る商品などの属性が実際の属性よりも優良であると需要者が誤認する必要もない^{*12}。そして、当該表示を通じて、需要者が実際に誤認することまでは不要であり、誤認するおそれさえあれば足りる^{*13}。

また、「誤認させるような表示」であるか否かを判断する主体的基準は、当該商品などの需要者であるとされており、当該需要者には消費者および事業者が含まれるとされる^{*14}。

そうであれば、前述のとおり、私見ではX1が指定していること自体が商品の品質などに該当すると考えられるところ、X1が指定していないY商品について、「シテイノトナー」である旨を表示すれば、トナーカートリッジの需要者であれば、およそX1が指定した商品であると誤認するおそれがあると思われる。よって、Y商品に係る本件指定表示は同号にいう「誤認させるような表示」に該当すると考えられる。Yによるこのような行為が不公正なものであって、もしこのような行為が許容されれば競争秩序を破壊し、需要者の利益を損なうことになるのは明らかである^{*15}。

本判決は、仮にY商品がその客観的な性質などにおいて、X純正品と変わりがなかったとしても、本件指定表示は誤認惹起表示に該当する旨を判示する。その点では本判決の判示するとおりであるが、前述のとおり、私見では、本件で問題になっているのは、そもそもトナーカートリッジの需要者がX1の指定していないY商品をX1が指定した商品であると誤認することである。このことから、前述のように、本件においてX純正品とY商品の間の実質的な性質の違いを問題にする必要はないといえる。

最後に、本判決は、Y商品をXプリンターに装着することで、Xプリンターのディスプレイに現れる本件指定表示が誤認惹起表示に当たる旨を判示する。

ここで、本号による規制の対象になるのは、「商品若しくは役務若しくはその広告若しくは取引に用いる書類若しくは通信」について行われる誤認惹起表示である。もっとも、誤認惹起表示は、当該商品などに直接付する場合に限らず、当該商品に係る容器や包装などに付する場合も含まれるところであり^{*16}、広く解釈すべきものとされている。

実質的にも、需要者が、当該商品など（本件のY商品）から直接的に誤認惹起表示を看取することができなくても、他の物品（本件のXプリンター）を介して誤認惹起表示を看取し、当該商品の品質や内容などについての誤認を惹起されるおそれは十分にある。

そもそも、本号は、当該商品などが実際に備えている属性を適正に表示したのでは喚起することができなかった需要者による需要を誤認惹起表示によって不当に喚起し、もってこれを適正に表示する事業者より競争上不当に優位に立つことを防止しようとするものである^{*17}。

本件についていえば、需要者がXプリンターを介して本件指定表示を認識する場合であっても、本来ならば「シテイガイノトナーガソウチャクサレティマス」との表示がなされるべきところ、本件指定表示がなされるのであるから、需要者に対して不当な需要を喚起していることになろう。

以上のことから、本件指定表示が誤認惹起表示に当たるとした本判決は、その結論において妥当である。

3. X商標権の侵害の成否（争点2）について

まず、本判決が判示するとおり、Y商品2はX商標の指定商品であるトナーカートリッジにX商標を付したものであるところ、使用済みのX純正品のカートリッジにトナーを充填して販売する行為が、形式的にX商標権の侵害に当たるとは明らかである（商標法25条、2条3項1・2号）^{*18}。

そして、本判決は、Y商品2について、それがリサイクル品であることが明示されていたとしても、X商標はY商品2における出所表示機能を果たしており、それがリサイクル品であるといった他の表示によっては打ち消されていないため、YによるX商標権の侵害についての違法性は阻却されない旨を判示する。

Y商品2は、商標権者であるX1の製造・販売に係るトナーカートリッジのトナーを使い切ったカートリッジに、Yが自ら用意したトナーを充填したものであるから、X1の提供するトナーカートリッジであるという真正商品としての同一性を欠いていることは明らかである^{*19}。

そうであれば、Yの提供に係るトナーの充填されているトナーカートリッジであるにもかかわらず、Y商品2にX商標がその自他商品役務識別力（識別力）を発揮する態様で付されているとすれば、X商標の出所表示機能および品質保証機能を損なうことになるのは当然である^{*20}。

本判決は、出所表示機能についてのみ言及しているが、YによるX商標の使用行為によれば、その品質保証機能も害されることになると思われる。すなわち、Y商品2に充填されているのはYが用意したトナーであるところ、Y商品2がX純正品と同一性のある商品であろうとの需要者の期待も損なわれることになるためである。

一方で、Y商品2にX商標ないしXプリンターに適合するトナーカートリッジである旨の表示をすることが、X商標権の侵害になることを理由に、一律にこれを制限すれば、需要者はY商品2がXプリンターに適合するトナーカートリッジであることを認識できなくなってしまう。すなわち、リサイクル品を製造・販売すること自体は、本来商標法によって何ら制限を受けるものではないところ、商標権の過度な行使によってリサイクル品の製造・販売が不当に制限されるおそれがあることにも配慮しなければならない^{*21}。

以上の点から、Yが、Y商品2がリサイクル品である旨の各種の表示や包装箱に同封されている書面等をはじめ、Y商品2に付されているX商標がその識別力を発揮し、ないしはX1との間で出所の混同が生じることがないように打ち消すための措置をとっているか否かが問題になる。

まず、識別力の発揮ないし出所の混同のおそれの有無は、当該商品の性質や市場での流通の態様等を検討して見る必要がある^{*22}。本判決によれば、X1のような純正品メーカーもリサイクル品を供給しているという実態がある。そのような実態があるならば、本判決が判示するように、Y商品2にリサイクル品であることが明示されていたとしても、需要者はX1の提供に係るリサイクル品であるとの出所の混同を引き起こすおそれがある^{*23}。よって、Y商品2がリサイクル品である旨の各種の表示を行っていても、それだけではY商品2に残存するX商標がその識別力を発揮しないように十分な措置をとっているとはいえない。

また、およそ商品は転々と流通するものであるから、出所の混同のおそれの有無は、当該商品の性質などによっては、当該商品の第一次需要者についてのみ検討するのではなく、第一次需要者から当該商品を転得した第二次需要者についても検討しなければならない場合もあり得よう^{*24}。

本件についていえば、Y商品2が流通する過程において、それがリサイクル品であることが記載されている包装箱や包装箱に同封されている書面等は散逸してしまう可能性がある。また、前述のとおり、Y商品2の本体にはリサイク

ル品であることは明示されているものの、その製造元がYであることなどは全く記載されていないところ、第二次需要者において出所の混同が生じるおそれは十分にある。

以上のことから、Y商品2以外のY商品のように、少なくともY商品2の本体に、当該商品を提供するのがYであることないしX1の提供に係る商品ではないことが明記されていなければ、X商標がその識別力を発揮しないように十分な措置をとっているとはいえないであろう。

もっとも、仮にY商品2の本体にそれを提供するのがYであることが明記されていたとしても、X商標がそのままの態様で残存していたならば、なおX商標の識別力が発揮され、X商標権の侵害になる余地はあるように思われる^{*25}。

すなわち、Y商品2の本体に残存するX商標が、前掲「For Brother事件」のように、あくまでもY商品2がXプリンターに適合するトナーカートリッジであるという「用途表示」として需要者に認識されるようなものでなければ、

なおもX商標は識別力を発揮し、X1との間で出所の混同が生じるおそれがあると考えられるためである^{*26}。

一方、その限度でYに対してX商標の使用を許せば、前述のようなYによるリサイクル品であるY商品2を供給する行為をX商標権に基づいて過度に制限することはなく、また需要者にとってもY商品2がXプリンターに適合するトナーカートリッジであることを容易に認識することができる。つまり、Yによるリサイクル品の供給の自由と需要者の便益も確保することができるのである。

以上のことから、Y商品2についてリサイクル品であることが明示されていても、X商標はY商品2における出所表示機能を果たしており、これが他の表示によって打ち消されてはいないため、X商標権侵害についての違法性は阻却されないとした本判決は、その結論において妥当である。

(なかがわ きよむね)

※1) 刑集32巻2号316頁、その他に同様の事例として、大阪地判平成7年2月28日「ガスケツト事件」(判時1530号96頁) および大阪地判平成24年9月13日「電子プレーカー事件」(判時2182号129頁)がある。

※2) 判時1883号87頁

※3) 裁判所ウェブサイト

※4) 経済産業省知的財産政策室編『逐条解説不正競争防止法』(同省ウェブサイト)110頁、渋谷達紀『不正競争防止法』(発明推進協会・2014年)214頁

※5) 茶園成樹編『不正競争防止法』(有斐閣・2015年)108頁、渋谷 前掲書215頁

※6) 山本庸幸『要説不正競争防止法』(発明協会・2006年)211頁

※7) 経産省 前掲書110頁、山本 前掲書211頁

※8) 金井重彦・山口三恵子・小倉秀夫編著『不正競争防止法コンメンタル(改訂版)』(レクスネクシス・2014年)180頁(安立欣司)、前掲「清酒特級事件」、山本 前掲書211頁

※9) 泉克幸《本件判批》速報判例解説Vol.22(日本評論社・2018年)257頁は、本判決がこのようなことを理由に、本件指定表示を品質等に係る表示であると判示したことを妥当であると述べる。

※10) 宮脇正晴《本件判批》L & T No.79 41頁

※11) 渋谷 前掲書216頁、茶園 前掲書109頁

※12) 実方謙二《判批》ジュリNo.694 129頁、反町宏《判批》判解刑事篇昭和53年度111頁、根岸哲《判批》『判例不正競争法』(発明協会・1992年)585頁、前掲「清酒特級事件」、前掲「電子プレーカー事件」、金井ほか編 前掲書181頁(安立)、渋谷 前掲書216頁

※13) 茶園 前掲書109頁、山本 前掲書207頁

※14) 経産省 前掲書109頁、茶園 前掲書109頁、山本 前掲書207頁

※15) 反町 前掲《判批》111頁、

※16) 小野昌延編著『新・注解不正競争防止法〔第3版〕上巻』

(青林書院・2012年)675頁(小松陽一郎)、金井ほか編 前掲書173頁(安立)

※17) 松尾和子「新不正競争防止法の問題点－損害額の推定等の規定の導入について－」工所法18号17頁、金井ほか編著 前掲書169頁(安立)、茶園 前掲書104頁

※18) 泉 前掲《本件判批》258頁

※19) 角田政芳「リサイクルと知的財産権」工所法22号94頁、倉内義郎《判批》パテVol.57 No.4 46頁

※20) 東京地判平成4年5月27日「Nintendo事件」(知財集24巻2号412頁)、東京地判平成10年12月25日「キャラウェイゴルフクラブ事件」(判時1680号112頁)

※21) 角田 前掲論文94頁

※22) 鳥並良《判批》ジュリNo.1077 149頁

※23) 泉 前掲《本件判批》258頁

※24) 田村善之《判批》知財政学策学研究Vol.4 186頁、長塚真琴《判批》発明102巻5号97頁、倉内 前掲《判批》47頁、旧不正競争防止法1条1項1号に関する事例であるが京都地判昭和50年11月21日「龍村平蔵製事件(第一審)」(刑月7巻11・12号960頁)

※25) 横山久芳《判批》ジュリNo.1194 130頁、例えば大阪高判昭和63年9月20日「SUNTORY事件」(判時1306号135頁)は、商標を抹消する措置がとられていたとしても、それが容易に読み取れる状態であるならば、それはなお商標として機能している旨を判示する。

※26) 西口博之「リサイクル商品と知的財産権の保護－最近の我が国における商標・特許などの判例を中心として－」国際商取引法学会年報 Vol.9 112頁、宮脇正晴《判批》知財Vol.55 No.8 1125頁、前掲「For Brother事件」控訴審判決および同第一審である東京地判平成16年6月23日(判時1872号109頁)、大阪地判平成9年7月17日「ファイティングスティックNEO事件」(知財集29巻3号703頁)